第二十一条　法第三十三条の二第二項の規定により準用する法第三十三条第二項第三号の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　調査票情報を提供した年月日

二　調査票情報の提供を受けた者（個人に限る。）の職業、所属その他の当該者に関する情報であって、行政機関の長又は指定独立行政法人等が調査票情報の提供をすることが適当と認めた理由を構成する事項のうち必要と認める事項

三　調査票情報の利用目的

（法第三十三条の二第一項の規定により調査票情報を利用して作成した統計等の提出）

第二十二条　法第三十三条の二第二項の規定により準用する法第三十三条第三項の規定により作成した統計又は行った統計的研究の成果を提出するときは、総務大臣が告示で定める様式による報告書及び調査票情報に係る管理簿を併せて提出しなければならない。

2　前項の統計及び統計的研究の成果並びに報告書は、電磁的記録をもって作成して提出しなければならない。

（法第三十三条の二第一項の規定により調査票情報を利用して作成した統計等の公表）

第二十三条　法第三十三条の二第二項の規定により準用する法第三十三条第四項の規定による公表は、法第三十三条の二第二項の規定により準用する法第三十三条第三項の提出を受けた日から原則として三月以内に行わなければならない。

第二十四条　法第三十三条の二第二項の規定により準用する法第三十三条第四項第三号の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　第二十一条各号に掲げる事項

二　法第三十三条の二第二項の規定により準用する法第三十三条第三項の規定により提出された統計又は統計的研究の成果について、次に掲げる事項

イ　当該統計の作成又は統計的研究を行うに当たって利用した調査票情報に係る統計調査の名称、年次、当該調査票情報の地域の範囲その他の当該調査票情報を特定するために必要な事項

ロ　当該統計の作成の方法又は統計的研究の方法の確認をするために、行政機関の長又は指定独立行政法人等が特に必要と認める事項

三　法第三十三条の二第二項の規定により準用する法第三十三条第三項の規定により提出された統計又は統計的研究の成果について、その全部又は一部が学術研究の成果等として学術雑誌等に掲載され又は掲載されることが予定されている場合は、当該学術雑誌等の名称及び掲載年月日

［削る］

［新設］

［新設］

［新設］

（委託による統計の作成等を行うことができる場合）

第十条　法第三十四条の総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　学術研究の発展に資すると認められる場合であって、次に掲げる要件のすべてに該当すると認められる場合

イ　統計成果物を研究の用に供すること。

ロ　次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

(1)　統計成果物を用いて行った研究の成果が公表されること。

(2)　統計成果物及びこれを用いて行った研究の成果を得るまでの過程の概要が公表されること。

二　高等教育の発展に資すると認められる場合であって、次に掲げる要件のすべてに該当すると認められる場合

イ　統計成果物を学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学又は高等専門学校における教育の用に供することを直接の目的とすること。

ロ　統計成果物を用いて行った教育内容が公表されること。